

# 資金洗浄防止法第4版

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ● 仏暦二五五六年資金洗浄防止取締法令（第4版）

前文省略

## 第一条（名称）

本法令を「仏暦二五五六年資金洗浄防止取締法令（第4版）」と呼ぶ。

## 第二条（施行日）

本法令は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一三年二月一日〕

## 第三条（取締対象の追加）

仏暦二五五一年資金洗浄防止取締法令（第2版）によって改定増補された仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第三条における「構成要件の犯罪」の語句規定に（一〇）（一一）（一二）（一三）（一四）（一五）（一六）（一七）（一八）（一九）（二〇）及び（二一）として以下のように内容を追加する。

「（一〇）刑法典に基づくアンジー（洪字／暴力団）の構成員であること、または法律が犯罪と定めた犯罪組織に関係することに係る犯罪。

（一一）商取引の形態を有する刑法典に基づく盗品の引き受けに係る犯罪。特に犯罪行為により得た財産の販売、購入、質請け、または何らかの受け取りの補助に係る犯罪。

（一二）商取引の形態を有する刑法典に基づく貨幣、印鑑、切手、手形の贋造または改造に係る犯罪。

（一三）商取引の形態を有する商品の偽造、もしくは知的財産権の侵害に係る刑法典に基づく犯罪、または知的財産権保護に係る法律に基づく犯罪。

（一四）常習形態、もしくは商業目的の形態を有する刑法典に基づく権利書、電子カード、もしくは旅券の偽造に係る犯罪。

（一五）商取引の形態を有する非合法的天然資源の使用、保有もしくは占有による、または天然資源からの利益追求による天然資源もしくは環境に係る犯罪。

（一六）財産上の利益を得るため重大な危険を及ぼす事由となる刑法典に基づく生命または身体への加害に係る犯罪。

（一七）何らかの利益の要求、受け取りのため、もしくは利益受け取り交渉のための刑法典に基づく他者の拘束、または拘禁に係る犯罪。

（一八）常習形態にある刑法典に基づく窃盗、恐喝、搾取、収奪、強奪、詐欺または横領に係る犯罪。

（一九）海賊行為防止取締法に基づく海賊行為に係る犯罪。

（二〇）証券・証券市場法に基づく証券取引における不正行為に係る犯罪。

（二一）武器管理法に基づく戦闘または戦争で使用する、もしくは使用されることのある武器、または武器の資材に係る犯罪。」

## 第四条（国外での犯罪行為）

仏暦二五五一年資金洗浄防止取締法令（第2版）によって改定増補された仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第三条における「構成要件の犯罪」の語句規定の第二段として以下の内容を追加する。

「第一段に基づく構成要件の犯罪とは、王国内でなされたその犯罪行為が構成要件の犯罪であれば、王国外での犯罪行為も意味する。」

## 第五条（疑わしい取引）

仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第三条の「疑わしい事由のある取引」の語句規定の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「「疑わしい事由のある取引」とは、本法令の適用下に置かれるのを回避するためになされた行為であると信じられる事由のある取引、または構成要件の犯罪行為、もしくはテロリズムへの資金支援に係る、もしくは関連する取引を意味する。ここに取引が一回限りであるか複数であるかは問わず、当該行為への努力も意味する。」

## 第六条（テロ金融支援）

仏暦二五五一年資金洗浄防止取締法令（第2版）によって改定増補された仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第三条の「犯罪行為に係る財産」の語句規定（一）の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「（一）構成要件の犯罪である行為、もしくは資金洗浄の構成要件の犯罪によって得た、または構成要件の犯罪である行為、もしくは資金洗浄の構成要件の犯罪への支援、もしくは援助によって得た金銭または財産に加え、「構成要件の犯罪の語句規定の（八）に基づく構成要件の犯罪行為で、またはテロリズムへの金融支援防止取締法に基づくテロリズムへの金融的支援の構成要件の犯罪で使用するため、もしくは支援のため使用した、使用目的で保有した金銭または財産も意味する。」

## 第七条（委員会の権限義務追加）

仏暦二五五一年資金洗浄防止取締法令（第2版）によって改定増補された仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第二五条に以下の内容を（一／一）として追加する。

「（一／一）国家機関もしくは本法令に基づく取引報告を必要としない種類の事業の取引から生じる可能性のある資金洗浄に係るリスク評価における原則と方法を定め、当該リスクを防止するための実践指針を提案する。」

## 第八条（証人保護）

以下の内容を仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第三七／一条として追加する。

### 「第三七／一条

ある事件で法令に基づく手続きに資するために証人または通報人、もしくは情報提供者の保護、支援措置が相当と取引委員会が判断した場合、当該人物を

刑事事件証人保護法に基づく保護を受ける権利のある証人であるとみなすことにより、取引委員会は当該人物の保護措置があるようにするために関係機関に通知する。ここに取引委員会はその者に対する当該法律に基づく一般措置または特別措置が適用されるべきとの意見を提出する。

係官に対する何らかの行動もしくは証言、通報、情報提供に関連して意図的な刑法違反行為があったことにより、第一段に基づく者、もしくはその夫、妻、両親・祖父母・曾祖父母、子孫、相続人、または近しい関係にあるその他の者の生命、身体、衛生、名声、財産、または何らかの権利に損害が生じた場合、その者は刑事事件証人保護法に基づき必要かつ相当の報酬を請求するために責任機関に申請書を提出する権利を有する。

事務局は第一段に基づく者に対し報酬またはその他の利益を供与することができる。ここに委員会が布告規定した規則に従う。」

#### 第九条（テロ金融支援の追加）

仏暦二五五一年資金洗浄防止取締法令（第2版）によって改定増補された仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第四〇条（三）及び（四）の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「（三）本法令もしくは他の法律に基づく、または国内もしくは外国の機関との合意に基づく遂行のための報告、もしくは情報の送受。

（四）データ、記録の保管、収集、調査、及び本法令に基づく実施結果の追跡、評価、並びに取引に係る各種報告もしくは情報の分析、資金洗浄またはテロリズムへの金融支援に係るリスクの評価。」

#### 第一〇条（報告義務者の行動指針）

仏暦二五五一年資金洗浄防止取締法令（第2版）によって改定増補された仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第四〇条に以下の内容を（三／一）として追加する。

「（三／一）委員会が定めた規則に基づく原則、方法、行動指針に従い事務局に取引報告義務を有する者の実践、監督、調査、及び本法令に基づく実施結果の評価で指針を定める。」

#### 第一一条（係官の追加報酬）

仏暦二五五一年資金洗浄防止取締法令（第2版）によって改定増補された仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第四四條に以下の内容を第三段として追加する。

「係官に任命された事務局の公務員を文官公務員規則法に基づく特別事由のある地位とし、特別事由のある地位への追加手当の規定においては任務、仕事の質、法務省における別の執行者に報酬と比較による正当な水準を考慮しなければならない。ここに財務省から承認を受けた委員会の規則に従う。」

#### 第一二条（特別事件捜査局）

仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第四六／一条として以下の内容を追加する。

## 「第四六／一条

本法令に基づく証拠集目に必要な場合、本法令に基づく犯罪行為者への訴訟を進めるために、または犯罪行為に係る財産への手続きのために、事務局が特別事件捜査局に捜査、調査、及び証拠収集で特別事件捜査法に基づく権限行使を要請した時、特別事件捜査局は事務局を支援するための権限義務に基づく遂行権限を有する。

第一段に基づく遂行に資するため、特別事件捜査局長は事務局長の助言により、本法令に基づく任務遂行に係る部分において、特別事件捜査法に基づく捜査、調査、証拠収集に係る遂行のため、事務局内の執行者を特別事件捜査官として任命を命じることができる。

第一段及び第二段に基づく遂行においては、特別事件捜査局長及び事務局長が共同で定めた規則に従う。」

## 第一三条（略式処分）

仏暦二五四二年資金洗浄防止取締法令の第六四／一条及び第六四／二条として以下の内容を追加する。

## 「第六四／一条

第六二条、第六三条及び第六四条に基づく罪は、委員会が任命した略式処分委員会が略式処分を下す権限を有する。

略式処分委員会は5人からなり、事務局長を委員長、関係国家機関代表2人、刑事訴訟法典に基づく捜査官1人を委員、事務局長が選任した事務局の公務員を委員兼書記とする。

事務局長は2人以下の事務局の公務員を書記補として任命する。

略式処分委員会が略式処分を下し、被疑者が略式処分委員会が定めた金額及び期間内に罰金を支払った時、事件は刑事訴訟法典に基づき終結したものとみなす。

## 第六四／二条

第六二条に基づき略式処分できる罪は、係官が犯罪行為を見つけ事務局長に報告した日から2年以内に、または犯罪行為があった日から5年以内に裁判所に起訴しなかった、または第六四／一条に基づく略式処分が下されなかったとき時効となる。」

（おわり）